



鳥取県公報

平成17年10月11日(火)
号外第152号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県水防信号等に関する規則の一部を改正する規則 (98) (河川課) 1

———公布された規則のあらまし———

鳥取県水防信号等に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

水防法の一部改正に伴い、根拠条項の改正その他の所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 水防に用いる信号、車両の標識等に係る根拠条項を改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

施行期日は、公布の日とする。

鳥取県事務処理権限規則の一部改正

知事の権限に属する事務のうち、洪水等の予報を行う河川の指定を部長専決事項とする等所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県水防信号等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第98号

鳥取県水防信号等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県水防信号等に関する規則(昭和24年鳥取県規則第98号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条

(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この規則は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)に規定する水防に用いる信号等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(水防標識)</u></p> <p>第2条 法第18条の水防のために出動する車両の標識は、様式第1号のとおりとする。</p> <p><u>(水防信号)</u></p> <p>第3条 法第20条第1項の水防に用いる信号は、出動信号及び危険信号の2種とし、別表の区分によるものとする。</p> <p><u>(身分を示す証票)</u></p> <p>第4条 法第49条第2項の身分を示す証票は、様式第2号のとおりとする。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>別表(第3条関係) 略</p>	<p>第1条 水防法(以下「法」という。)第11条の水防のために出動する車馬の標示は別記第1号の標識を使用する。</p> <p>第2条 法第13条の水防信号は出動信号及び危険信号の2種とし別記第2号の区分による。</p> <p>第3条 法第36条第2項の身分を示す証票は別記第3号の様式による。</p> <p>別記第2号 略</p>

第2条 鳥取県水防信号等に関する規則の一部を次のように改正する。

別記第1号及び別記第3号を削り、別表の次に次の2様式を加える。

様式第1号(第2条関係)



備考

- 1 大きさは、縦60センチメートル、横90センチメートルとすること。
- 2 「水防」の文字は赤色、その他は黒色とすること。

様式第2号（第4条関係）

表面

第	号	
水 防 要 員 の 証		
所 属 所		
氏 名		
年	月	日
交 付		

裏面

この証票を携帯する者は、水防法第49条第1項の規定により、水防計画作成のために必要な土地に立ち入り、調査することができる。

水防法（抜すい）

（資料の提出及び立入り）

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

鳥取県水防信号等に関する規則（抜すい）

（身分を示す証票）

第4条 法第49条第2項の身分を示す証票は、様式第2号のとおりとする。

	の規定による 水防管理団体 に対する水防 に関する勧告 及び助言																																																																																													
19	同法第49条 第1項の規定 による関係者 に対する水防 計画の作成の ための必要な 資料の提出の 命令又は土地 への立入り																																																																																													
略																																																																																														
略																																																																																														
13	の2の規定に よる水防管理 団体に対する 水防に関する 勧告及び助言																																																																																													
略																																																																																														
略																																																																																														